

第19号様式（第21条関係）【第1面】

<input type="checkbox"/> 都市建設部 建築指導課 (開発) チーム <input type="checkbox"/> () 総合支所 環境建設課 () チーム 年 月 日						添付文書管理票番号					
						文書分類			ファイルNo.		
						第1	第2	第3	ファイル	分冊	
担当者	技術主査	主査	課長補佐	主幹	課長						
						保存期間					
						— 1 3 5 10 15 永年 () 常用					
起案者の氏名 ()						合 議	公印使用承認				
このことについて、文書のとおり届け出を受理いたしたい。											

年 月 日

寄付切替届

久留米市長宛て

建築主 住所等

氏名

連絡先 () —



土地所有者等

住所等

氏名

連絡先 () —



年 月 日付で寄付申込書を提出したセットバック部分について、久留米市における建築行為に係る後退道路に関する指導要綱第18条第1項の規定により寄付する意思表示に切替えるため、下記のとおり届け出ます。

記

敷地（協力地を含む。）	久留米市 町
寄付の意思表示に切替える理由	<input type="checkbox"/> 整備事業の完了までにセットバック部分に係る所有権移転登記等を行う措置を講じたため <input type="checkbox"/> その他特に市長が認める場合 ()
受任者（ <input type="checkbox"/> 委任状の添付）	氏名 連絡先 () —
添付図書	<input type="checkbox"/> 覚書（副）及び当該覚書に添付した後退道路協議書（副） <input type="checkbox"/> 【変更協議を行っている場合】覚書<変更協議>（副）及び当該覚書に添付した変更協議書（副） <input type="checkbox"/> チェックリスト（第24号様式）

受付印

第19号様式（第21条関係）【第2面】

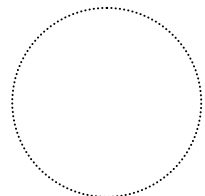
〈記載上の注意〉

- 1 年月日の欄 寄付切替届の提出を行う日付
- 2 建築主の欄 下記のとおり記載して下さい。
《個人の場合》
 - (1) 住所等の欄 後退道路協議書又は変更協議書若しくは変更届（以下「変更協議書等」という。）を提出した場合は最終の変更協議書等（以下「後退道路協議書等」等という。）に記載した建築主（個人）の住所
 - (2) 氏名の欄 後退道路協議書等に記載する氏名
 - (3) 連絡先の欄 平日の昼間に連絡を取ることができる電話番号（携帯電話可）
 - (4) 押印 後退道路協議書等に押印したものと同一の実印又は認印（認印による場合は後退道路協議書等に押印したものと同一のものであること。）《法人の場合》
 - (1) 住所等の欄 後退道路協議書等に記載する建築主（法人）の所在地
 - (2) 氏名の欄 後退道路協議書等に記載する建築主（法人）の代表者の氏名
 - (3) 連絡先の欄 平日の昼間に連絡を取ることができる電話番号（携帯電話可）
 - (4) 押印 法人の代表印
- 3 寄付切替届本文中の年月日の欄 覚書を交換した日付
- 4 敷地（協力地を含む。）の欄 後退道路協議書等に記載する地名地番
- 5 寄付の意思表示に切替える理由の欄 整備事業の完了までにセットバック部分に係る所有権移転登記等を行う措置を講じたため又はその他特に市長が認める場合のいずれか該当するチェックボックスに☑を入れ、その他特に市長が認める場合であるときはその理由を記載して下さい。
- 6 受任者の欄 受任者により行う場合は委任状を添付し、委任状の添付のチェックボックスに☑を入れ、委任状に記載する受任者の氏名及び電話番号（携帯電話可）を記載して下さい。

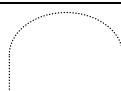
〈備考〉

- 1 楷書で記載し、欄が不足する場合は適宜欄を追加するか又は様式を複写し記載して下さい。
- 2 後退道路協議書の記載上の注意については、第1号様式（第9条関係）【第4面】を参照して下さい。
- 3 記載漏れ等の訂正箇所には、それぞれ第27条に規定する印により押印して下さい。
- 4 この面の提出は必要ありません。

第29条の規定による押印



第20号様式（第21条関係）【第1面】

<input type="checkbox"/> 都市建設部 建築指導課 (開発) チーム <input type="checkbox"/> () 総合支所 環境建設課 () チーム 年 月 日						添付文書管理票番号					
						文書分類			ファイルNo.		
						第1	第2	第3	ファイル	分冊	
担当者	技術主査	主査	課長補佐	主幹	課長						
						保存期間					
						— 1 3 5 10 15 永年 () 常用					
起案者の氏名 ()						合 議	公印使用承認		照合 (契印)		
											
このことについて、文書のとおり覚書（正・副）を交換いたしたい。											

覚書〈寄付切替届〉（正）

久留米市における建築行為に係る後退道路に関する指導要綱第18条第2項の規定による寄付の意思表示に切替えるための届け出について内容を確認したので、久留米市長（以下「甲」という。）と建築主（以下「乙」という。）は、下記のとおり覚書を交換するものとする。

記

【第3面】の記載上の注意をよく読んで記載してください。	敷地（協力地を含む。）	久留米市 町
	寄付の意思表示に切替える理由	<input type="checkbox"/> 整備事業の完了までにセットバック部分に係る所有権移転登記等を行う措置を講じたため <input type="checkbox"/> その他特に市長が認める場合 ()

- 甲及び乙は、 年 月 日に交換した原覚書又は当該原覚書に係る後退道路協議等について、上記のとおりセットバック部分に関する意思表示を寄付する旨に切替えることに合意する。
- 甲及び乙は、本覚書に記載のない事項については、原覚書に記載されている事項に従うものとする。

年 月 日

甲 久留米市長

乙 建築主 住所等
氏名





覚書〈寄付切替届〉（副）

久留米市における建築行為に係る後退道路に関する指導要綱第18条第2項の規定による寄付の意思表示に切替えるための届け出について内容を確認したので、久留米市長（以下「甲」という。）と建築主（以下「乙」という。）は、下記のとおり覚書を交換するものとする。

記

【第3面の記載上の注意をよく読んで記載して下さい。】

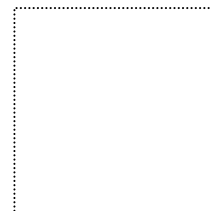
敷地（協力地を含む。）	久留米市 町
寄付の意思表示に切替える理由	<input type="checkbox"/> 整備事業の完了までにセットバック部分に係る所有権移転登記等を行う措置を講じたため <input type="checkbox"/> その他特に市長が認める場合（ ）

- 1 甲及び乙は、 年 月 日に交換した原覚書又は当該原覚書に係る後退道路協議等について、上記のとおりセットバック部分に関する意思表示を寄付する旨に切替えることに合意する。
- 2 甲及び乙は、本覚書に記載のない事項については、原覚書に記載されている事項に従うものとする。

年 月 日

甲 久留米市長

乙 建築主 住所等
氏名



第20号様式（第21条関係）【第3面】

〈記載上の注意〉

1 本文中の建築主に係る空欄

《個人の場合》

後退道路協議書に記載した建築主（個人）の氏名

《法人の場合》

後退道路協議書に記載した法人の名称、代表者の肩書き及び氏名

2 敷地（協力地を含む。）の欄 後退道路協議書又は変更協議書若しくは変更届（以下「変更協議書等」という。）を提出した場合は最終の変更協議書等（以下「後退道路協議書等」という。）に記載した地名地番

3 寄付の意思表示に切替える理由の欄 整備事業の完了までにセットバック部分に係る所有権移転登記等を行う措置を講じたため又はその他特に市長が認める場合のいずれか該当するチェックボックスに☑を入れ、その他特に市長が認める場合であるときはその理由を記載して下さい。

4 覚書本文中の空欄 後退道路協議書等に記載した建築主の氏名

5 覚書本文（記）中の年月日の欄 後退道路協議を行い覚書を交換した日付

6 年月日の欄 未記入のままにして下さい。

7 乙 建築主の欄 下記のとおり記載して下さい。

《個人の場合》

(1) 住所等の欄 後退道路協議書に記載した建築主（個人）の住所

(2) 氏名の欄（※自署によること。） 後退道路協議書に記載した建築主（個人）の氏名

(3) 押印 後退道路協議書に押印したものと同一の実印又は認印（認印による場合は後退道路協議書に押印したものと同一のものであること。）

《法人の場合》

(1) 住所等の欄 後退道路協議書に記載した建築主（法人）の所在地

(2) 氏名の欄 後退道路協議書に記載した建築主（法人）の名称、代表者の肩書き及び氏名

(3) 押印 後退道路協議書に押印したものと同一の法人の代表印

〈備考〉

1 楷書で記載し、欄が不足する場合は適宜欄を追加するか又は様式を複写し記載して下さい。

2 後退道路協議書の記載上の注意については、第1号様式（第9条関係）【第4面】を参照して下さい。

3 記載漏れ等の訂正箇所には、それぞれ第27条に規定する印により押印して下さい。

4 この面の提出は必要ありません。